

答申第9号（諮問第9号）

答 申

第1 本審査会の結論

三種町教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成28年9月12日付け三種教発一822-1で審査請求人に対して行った公文書の部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求人の主張

1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、三種町情報公開条例第5条の規定に基づき、審査請求人が平成28年8月26日付けで行った次の文書の公開請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるというものである。

三種町長三浦正隆へ次の日付で申し入れした文書の収受簿及び担当課等への移動があった場合はそれを確認できるもの（以下「対象公文書」という。）

平成〇〇年〇月〇〇日、同月〇〇日、同年〇月〇〇日、同月〇〇日

2 本件審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書を要約すると次のとおりである。

（1） 本件処分において、平成〇〇年〇月〇〇日付けの申入れ文書に関する文書処理票の公開はあったが、ほかの3件の申入れ文書に関するものについては、不存在を理由に非公開とされている。

（2） 収受簿が不存在だと言いながらも、申入れ文書自体は公開されている。それらを収受したことを示す公文書が三種町文書事務取扱規程（以下「文書事務取扱規程」という。）に基づいて存在するはずであり、非公開は不当である。

第3 実施機関の説明

実施機関の説明は、弁明書を要約すると次のとおりである。

- 1 本件処分において実施機関は、平成〇〇年〇月〇〇日付けの申入れ文書（以下「申入れ文書1」という。）に関する対象公文書を公開し、平成〇〇年〇月〇〇日、同年〇月〇〇日及び同月〇〇日付けの申入れ文書（以下それぞれ「申入れ文書2」から「申入れ文書4」という。）に関する対象公文書については不存在を理由に非公開とした。
- 2 申入れ文書1については、総務課で収受が行われており、文書処理票（以下「当該文書処理票」という。）が作成されている。実施機関は関係課等として、当該文書処理票に合議を行った。その後、同月〇〇日付けで総務課から実施機関に当該文書処理票と申入れ文書1が移管されたため、現在は実施機関が保有している。
- 3 申入れ文書2、同3及び同4（以下「申入れ文書2等」という。）については、当初から実施機関が主管課等であり、審査請求人から送付を受けた総務課が、文書事務取扱規程第9条第1号の規定に基づいて実施機関に配布を行ったものである。同号に基づく配布に関して、文書を作成する規定は設けられておらず、普段から文書の作成は行っていない。申入れ文書2等の配布についても同様に作成していなかった。
- 4 申入れ文書2等の収受に関する文書の作成もまた、行っていなかった。これは、実施機関が総務課から受領した際、担当者が回覧のみで差し支えないと判断し、文書事務取扱規程第13条第1項に基づく収受処理を省略したためである。このことは、同項の規定に照らせば適切とは言い難く、審査請求人が主張するように、本来であれば文書処理票が作成されていなければならなかった。
- 5 申入れ文書2等について、移動に関する文書を作成していなかったことは通常の事務処理の手順に則ったものだが、収受に関する文書を作成していなかったことは適正な取扱いではなかった。しかしながら、対象公文書として特定すべき文書で、実施機関が保有している文書が当該文書処理票のみである以上、本件処分は妥当である。

第4 本審査会の判断

- 1 審査請求について
実施機関は、対象公文書のうち、申入れ文書2等の移動に関する文書に

については、作成しないことが文書事務取扱規程第9条第1号に基づく通常の処理だと説明し、また、收受に関する文書については、同規程第13条第1項に基づく收受処理を省略していたため存在しない旨説明する。

これに対し、審査請求人は、同規程に基づく事務処理が適切に行われていれば対象公文書は存在するはずであり、不存在は同規程に反すると主張し、対象公文書の追加公開を求めている。

そこで、本審査会では、申入れ文書2等の移動又は收受について、その作成が文書事務取扱規程に規定されている文書の存否を検討し、本件処分の妥当性を判断する。

2 対象公文書の存否について

(1) 実施機関が保有する文書等の調査

本審査会において、実施機関が保有している簿冊、文書管理システム（文書の收受、起案等を一元的に管理しているシステム）の登録データ及び実施機関が使用している共有フォルダ内の電子データを対象として、実施機関が保有する公文書等の調査を行った。この時、申入れ文書1に係る対象公文書として当該文書処理票が存在することを確認したが、申入れ文書2等に係る対象公文書の存在は確認できなかった。

また、申入れ文書2等の内容を本審査会で見分したところ、審査請求人から三種町長への要望等が記載されている文書であることが確認され、軽易な文書であるとは認められなかった。

加えて、申入れ文書2等の到達方法を調査したところ、FAXによるものであったことが確認された。

(2) 実施機関の説明について

上記(1)の調査結果に加え、対象公文書のうち、申入れ文書2等に関するものを保有していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点が無いか以下検討する。

ア 申入れ文書2等の移動に関する公文書について

実施機関は、申入れ文書2等は、文書事務取扱規程第9条第1号の規定に基づいて総務課から配布されたが、同号に文書作成の規定は無く、文書を作成していないと説明するので、同号の該当性と同号に基づく事務処理について検討する。

(ア) 文書事務取扱規程第9条第1号の該当性

文書事務取扱規程第9条は、三種町役場に到着した文書等について、総務課において行うべき処理や各課等への配布に関することを規定する条文である。同条第1号から第5号にはそれぞれ、普通文書、親展文書、金券その他貴重品添付の文書、書留郵便等、貴重品以外の物品に関する処理方法が規定されている。

ところで、申入れ文書2等の到達は、上記(1)で確認したようにFAXによるものである。したがって、同規程第9条第2号から第5号のいずれにも該当せず、同条第1号の規定に基づいて配布されることが妥当な文書であると認められる。

(イ) 文書事務取扱規程第9条第1号に基づく事務処理

文書事務取扱規程第9条第1号は、普通文書の配布に関する条文である。総務課が、配布先が特定できるものは封をしたまま、できないものは中身を確認し、配布先を特定した上で主管課等に配布しなければならない旨を規定しているが、その配布に係る文書の作成は特に規定していない。文書作成を義務付けるのであれば、同条第3号のように具体的に文書の作成を規定する条文になると考えられ、同条第1号は、文書作成を義務付けているとまでは言えないと判断される。したがって、同条第1号に基づく文書を普段から作成しておらず、申入れ文書2等についても同様に作成していないという実施機関の説明に、不自然、不合理な点は見受けられない。

イ 申入れ文書2等の収受に関する公文書について

実施機関は、申入れ文書2等を受け取った際、回覧のみで差し支えないと判断し、文書事務取扱規程第13条第1項に基づく収受処理を省略したと説明する。そこで、同条の規定を踏まえつつ、実施機関の説明の合理性について検討する。

(ア) 文書事務取扱規程第13条の規定

文書事務取扱規程第13条は、主管課等における文書の収受処理を定めた条文である。同条第1項には、文書を受領した際は、文書が軽易である場合を除き、収受印の押印、文書管理システムへの記録などの収受処理を行うことが規定されており、同項ただし書には、軽易な文書であれば、収受印の押印で足り

ると規定されている。さらに、同条第3項第5号には、軽易な文書であって回答の必要が無いと認められるものについては、收受印の押印も省略できると規定されている。したがって、所管課等における文書の收受処理が文書の内容に応じて省略されることは、同規程の運用上起こり得るものであると判断する。

(イ) 文書事務取扱規程第13条第1項の該当性

本審査会で申入れ文書2等の内容を見分した結果は上記(1)のとおりである。軽易な文書であるとは認められず、文書事務取扱規程第13条第1項に基づいて收受処理されることが適当な文書であると判断する。

(ウ) 実施機関の説明の信頼性

文書事務取扱規程第13条に文書の收受処理の省略に関する規定は存在するものの、同条第1項に基づく收受処理を省略していたという実施機関の説明は、上記(イ)の判断を踏まえれば、不当である。しかしながら、上記(1)の調査の際、申入れ文書2等を收受処理した形跡や文書処理票の存在は確認されず、実施機関の説明はこの調査結果と矛盾しない。加えて実施機関も、弁明書において同項に基づく收受処理を省略したことが適正な取扱いではなかったことを認めている。これらのことから、收受処理を省略していたという実施機関の説明に虚偽が含まれている可能性は低いと考えられ、一定の信頼性が有ると判断される。したがって、同項に基づく收受処理の省略の是非を除けば、申入れ文書2等の收受に関する文書を作成していなかったという実施機関の説明に不自然な点は無く、不合理であるとまでは言えない。

(3) 審査請求人の主張について

さらに、審査請求人の主張を踏まえて、公開済みの文書以外に対象公文書が存在する可能性について以下検討する。

審査請求人は、申入れ文書1については公開があったものの、申入れ文書2等についても、同様に文書事務取扱規程に基づく文書が作成されていなければならないと主張する。審査請求人のこの主張には一定の合理性が認められ、少なくとも收受に関する文書は、同規程第13条第1項に基づいて作成されていることが適当だと判断される。しかしながら、実施機関が保有している文書等を調査した

結果、申入れ文書2等に係る対象公文書が発見されなかったことは上記(1)に記載のとおりである。加えて、同項に基づく収受処理を省略し、同規程に基づく文書を作成していなかったという実施機関の説明が不自然、不合理だとまでは判断されないことは、上記(2)イで検討したとおりであり、審査請求人の主張を考慮しても、審査請求人が存在を主張する公文書が存在するとまでは言えない。

3 結論

申入れ文書2等を受領した際に、文書事務取扱規程第13条第1項に基づく収受処理を省略していたため、同項に基づく公文書を保有していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点が有るとまでは判断されない。他に対象公文書の存在を認めるに足る事情も見当たらないことから、本審査会は本件審査請求に対して冒頭の「第1 本審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審議の経過

本審査会は、本件審査請求を次のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 5月23日	諮問 実施機関から弁明書収受
平成30年 5月25日	審議（平成30年度第2回審査会）
平成30年 7月27日	対象公文書の調査 （平成30年度第3回審査会）
平成30年 8月28日	答申の協議（平成30年度第4回審査会）
平成30年10月11日	答申の検討（平成30年度第5回審査会）

第6 答申に関与した委員

本答申に関与した委員は次のとおりである。

会長 大庭 秀俊

委員 板倉 雅美、委員 小玉 陽三、委員 櫻田 悦郎

委員 成田 隆道、委員 渡部 整悦